

(参 考)
共同事業者協定書

(目的)

第1条 共同事業者は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 沼津市発注に係る「令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託（以下「対象業務」という。）」

二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 共同事業者は、〇〇〇・□□□令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託共同事業者（以下「事業者」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業者は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当事業者は、令和 年 月 日に成立し、対象業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当事業者は、対象業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、対象業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業者の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表事業者の名称)

第6条 当事業者は、 を代表事業者とする。

(代表事業者の権限)

第7条 当事業者の代表事業者は、対象業務の履行に関し、当企業体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、対象業務について、委託者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 〇〇%

商号又は名称 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業者は、構成員全員をもって運営委員会を設け、対象業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、対象業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業者の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表事業者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当事業者は、対象業務の委託契約の履行後、対象業務について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、他の構成員全員及び委託者の承認がなければ、対象業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して対象業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、対象業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項ま

でを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表事業者の変更)

第19条 代表事業者が脱退し若しくは除名された場合又は代表事業者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表事業者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表事業者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当事業者が解散した後においても、対象業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇他 者は、上記のとおり共同事業者協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表事業者 住 所
商 号又は名 称
代 表 者 氏 名 印

構成事業者 住 所
商 号又は名 称
代 表 者 氏 名 印